千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

（平成２９年１２月２０日千葉市規則第５４号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号。以下「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成２６年政令第９９号。以下「令」という。）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成２６年厚生労働省令第３３号。以下「施行規則」という。）及び千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成２９年千葉市条例第３４号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第１３条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定認定申請）

第２条　法第１３条第２項の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書には、施行規則第１１条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し

（２）使用する水が水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第１項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例（平成３年千葉市条例第５７号）第２条第１号に規定する小規模水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水が同法第４条第１項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し

（３）法第１３条第１項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者が令第１３条第１号に規定する施設（以下「施設」という。）の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る全ての賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る契約書の写し並びに当該契約に係る全ての賃貸人又は転貸人が当該施

設を事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し

（４）施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２条第３項に規定する専有部分の場合であって、当該施設に係る同法第３０条第１項の規約が定められているときは、当該施設を事業の用に供することが当該規約に違反していないこと（当該規約に事業の用に供することについての定めがない場合は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第２条第３号に規定する管理組合をいう。）に当該施設を事業の用に供することを禁止する意思がないことを含む。）を証する書面

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（特定認定書の交付等）

第３条　市長は、法第１３条第３項の規定による特定認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書（様式第２号。以下「特定認定書」という。）を交付するものとする。

２　市長は、法第１３条第３項の規定による特定認定をしないときは、申請者に対し国家戦略特別区域法第１３条第３項の規定による特定認定ができないことの通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（変更認定申請）

第４条　施行規則第１３条の申請書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定申請書（様式第４号）とする。

（変更認定書の交付）

第５条　市長は、法第１３条第７項において準用する同条第３項の規定による変更の認定をしたときは、申請者に対し国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書（様式第５号）を交付するものとする。

（変更届）

第６条　施行規則第１５条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更届（様式第６号）とする。

（廃止届）

第７条　施行規則第１６条の届出書は、国家戦略特別区域外国人滞在施

設経営事業廃止届（様式第７号）とする。

（標識）

第８条　条例第３条第２項の規定による標識の掲示は、次に掲げる事項を記載した標識を特定認定書の交付を受けた時から事業を開始する日までに、条例第３条第１項に規定する滞在者及び施設の近隣住民等が容易に確認することができる位置に掲示する方法により行うものとする。

（１）施設の名称及び所在地

（２）認定番号

（３）緊急連絡先

（委任）

第９条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成２９年１２月２０日千葉市規則第５４号）

この規則は、千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成２９年千葉市条例第３４号）の施行の日から施行する。

附　則（令和２年９月２５日千葉市規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行する。